

既存配置販売業許可更新申請（旧法）

事 項	既存配置販売業（旧法）の有効期間（6年）を超えて、引き続きその販売業の許可を受けようとする場合
根拠法令等	旧薬事法第24条（医薬品の販売業の許可）、第30条（配置販売業の許可） 旧薬事法施行令第44条（薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の交付等） 旧薬事法施行規則第153条（準用） 京都府薬事関係許可等事務処理要領
提出書類	1 配置販売業許可更新申請書 2 現有の医薬品販売業許可証 （添付されている品目表を取り外さないこと。） 3 取り扱おうとする品目表 4 診断書 ※ ※ 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合は、添付すること。
提出部数	1部
手数料	11,220円（京都府収入証紙）

【一般的注意事項】

- 1 申請内容に訂正がある場合は、2本線で訂正し、正しい内容を記載すること。なお、白消し修正は行わないこと。
- 2 許可要件の整っている申請書を受け付けた後、事務処理の要する期間（標準事務処理期間）は15日間とする。

【配置販売業許可更新申請書】

- 1 許可番号及び年月日欄には、現有の許可証の番号及び有効期間の始期を記入すること。
- 2 営業の区域欄には「京都府一円」と記入すること。
- 3 変更内容欄には、変更のあった日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあった事項について記載すること。
 なお、変更事項のうち変更届による届出がなされていない事項は変更届を提出すること。
- 4 申請者の欠格条項欄について、(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載すること。
 なお、法人であって業務を行う役員が2人以上いる場合は、「全員なし」と記載すること。また、当該事実があるときの記載は次のとおりとすること。

(1) 欄にあっては、その理由及び年月日

(2) 欄にあっては、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日

(3) 欄にあっては、その違反の事実及び年月日

* 申請者が法人の場合であって該当する事項があるときは、当該役員の氏名を記載すること。

5 備考欄に、申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合は、「有」にチェックし、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

（なしの場合は、「無」にチェックすること。）

6 休止届が出ている期間に更新する場合は、備考欄に休止中と記入し、理由を付記すること。

7 配置販売業取扱い品目一括指定要領に基づき、一括指定を受けようとするときは、備考欄に「現在指定を受けている品目は全て廃止する」等記入の上、別紙1、又は別紙1及び2を添付すること。

8 許可更新の際に許可期間の繰上を希望する場合は、備考欄に「繰上更新希望期間〇年〇月〇日から6年間」と記入すること。

ただし、この場合にあっては、更新申請は、希望する期間の始期までに行うこと。

【現有の医薬品販売業許可証】

1 医薬品販売業許可証原本を添付すること。

2 許可証を紛失した場合は、紛失届を添付すること。

【取り扱おうとする品目表】

1 取り扱おうとする医薬品の名称、成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果、製造業者の氏名又は名称を記入すること。

なお、配置販売業取扱い品目一括指定要領に基づき、一括指定を受けようとするときは、同要領に基づき別紙1、又は別紙1及び2を添付すること。